

浜 広 介 第 146 号

平成 30 年 4 月 24 日

指定訪問介護事業所 管理者 様

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

指定訪問介護と訪問型サービスA（緩和型）におけるサービス提供責任者の兼務について

平素より、介護保険業務に対しご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、標記の件については、平成 29 年 3 月 31 日付け浜広介第 808 号「訪問型サービスA（緩和型）とサービス提供責任者を兼務する場合の取り扱いについて」により通知しておりますが、この度、厚生労働省老健局振興課からの平成 30 年 3 月 30 日付け事務連絡により下記のとおりとされました。

つきましては、今後は、この内容に従い人員基準を遵守した事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

○ サービス提供責任者の兼務についての変更点

従前の取り扱いによると「指定訪問介護の常勤専従のサービス提供責任者は、訪問型サービスA（緩和型）に従事することはできない。」とされていましたが、今後は、「指定訪問介護と訪問型サービスA（緩和型）を一体的に運営する場合、サービス提供責任者を兼務することが可能である。」とされました。

なお、このような場合におけるサービス提供責任者の必要数を算定するに当たっての利用者数は、指定訪問介護及び訪問型サービスA（緩和型）共に1として計算することとします。

また、介護予防訪問介護（従来型）と訪問型サービスA（緩和型）を一体的に運営する場合においても同様とします。

【問い合わせ先】

浜田地区広域行政組合

介護保険課指導係 平菽

TEL (0855) 25-1520

FAX (0855) 25-1506